

24 盛議号外
平成24年11月9日

盛岡市議会議員 各位

盛岡市議会議長 村田芳三

要望書の送付について

このことについて、次のとおり要望書が提出されましたので、その写しをお送りいたします。

1 要望書提出者

本宮地区町内会連絡協議会会长	菅原 吉男
本宮三丁目町内会会长	和井内 和夫
盛岡市本宮	高橋 純満

2 要望書 別添のとおり

平成24年10月15日

要請書

盛岡市議会議長 村田 芳三 様

盛岡市議会 各位 様

(提出団体代表)

本宮地区町内会連絡協議会会長
本宮三丁目町内会会長

菅原 吉男
和井内 和夫



〈要請趣旨及び理由〉

先頃、平成24年10月11日（有）公楽より盛岡市本宮三丁目19街区4, 5, 6にパチンコ店出店の近隣住民説明会が開催されました。

私共は突然の説明会開催でしたが、以前から出店反対運動を行なって参りましたので、反対団体総意のもと、（有）公楽に対し、書面にてパチンコ店出店中止の回答書を、事業者概略説明の後、その場で提出致しました。（提出した書面は「参考資料1」として添付いたします。）

（有）公楽は、自身の利益追求の為のみだけでパチンコ店出店を計画しております。

その証拠に、盛岡市の文化施設、公共公園、教育施設、スポーツ施設が集約された、いわば盛岡市と地域住民が長年かけてつくりあげ、今完成の時期を迎える新都市構想の要と思われるこの地区に、ただ人が集まりそうな場所という短絡的な根拠だけで出店を計画し、環境の変化、景観の変化にはほとんど配慮されてない計画が説明されました。

最も顕著な例が、建設予定地の東側、南側に接する道路が幅員12m程（歩道含んで）で大型商業施設への出入りには不向きな道路を活用する稚拙な計画であり、またその道路に接続した歩道は付近の幼稚園児、小、中学生の通学路や、散歩コースになっており、そこからの出入りを計画している事自体、地域との共生を全く無視した強引な計画の表れになっております。

また、行政に対し、様々な町内会団体、教育団体よりパチンコ店出店の反対の声が出ていることも無視しております。

更には、隣接する学校法人太田学園様の学習施設が解体されております。この施設は園児達が季節ごとの作物の種付けから収穫までを楽しみ、自然に触れることで、命の大切さ、道徳を身につける場として、大いに活用されていた施設と聞いております。園児たちが来た際は近所のおじいちゃん、おばあちゃんが愛おしそうに、その光景を眺めていた地域にとっても大切な施設であったと記憶しております。それがどの様な理由で解体されたかは具体的には分かりませんが、今回の建設計画と何らかの関わりがあることは容易に推察されます。

もし、そうだとしたら地域との共生はもとより周辺環境との調和など、全く無視した営業が行われる可能性が非常に高く、もはや、一企業の利益追求のみを目的とした無謀な計画と言わざるをえません。このような行為が盛岡市の新都市構想の最重要地点で行われることは、構想への侮辱であり、決して許されてはいけない行為と判断致します。



別件で聞き及んでる事実として、平成17年～18年頃、盛岡市玉山区渋民地域に（株）金盛商事（パチンコアボロ様）が出店計画をされました。出店計画地の周辺には今回の出店計画地と同様に文化施設、教育施設、更には観光客が数多く訪れる石川啄木記念館があり、玉山区の小、中学校P.T.A会、渋民町内会は出店中止の要望書を関係行政に提出しております。その結果、（株）金盛商事様は地域の声、関係行政からの声を真摯に受け止め、出店を断念しております。

良識ある金盛商事様の出店中止は、私共は、素晴らしい判断をされたと思っております。

なぜ、（有）公楽だけが上記に列挙した様な強引な手法を取るのか甚だ疑問でなりません。

この様な強引な計画は、盛岡市の都市計画、更には条例に対する挑発行為で、看過して良い問題とは思えません。

付け加える過去の事例として、盛岡市の郊外への映画館の出店計画が却された際、盛岡市大通りに存在する映画館通りの保護を目的とした郊外型映画館の出店計画への自肅要請を盛岡市が行ったと記憶しております。

以上のことから私共、本宮地区町内会連絡協議会は以下のことを、盛岡市、市議会に要請致します。

〈要請事項〉

- 1 私共は、盛岡市本宮三丁目地内19街区地域へのパチンコ店出店を規制する都市計画の変更を強く求めます。
- 2 今回の計画の阻止もさる事ながら、今後、都市の最重要地点でこの様な行為を未然に防ぐことを可能にするためにも都市計画の用途地域の見直しと更には盛岡市の条例を見直し、変更する事を強く求めます。
- 3 過去の盛岡市の郊外型映画館に対する英断同様、今回の盛南開発地区へのパチンコ店出店への自肅要請を強く求めます。

平成24年10月15日

住所 盛岡市本宮三丁目

氏名 高橋 純一



「参考資料1」

平成24年 10月 11日

有限会社 公楽 代表取締役 山田 栄作 様
株式会社 メガクリエイト 川口 勝幸 様

【平成24年6月盛岡市長、盛岡市議会議長宛パチンコ出店規制を求める請願書提出団体】

本宮地区町内会連絡協議会、本宮三丁目町内会、本宮小学校PTA会、向中野小学校PTA会、大宮中学校PTA会
(提出団体代表)

本宮地区町内会連絡協議会会长 菅原 吉男
本宮三丁目町内会会长 和井内 和夫



平成24年10月11日本宮三丁目遊技店建設計画の案内をメガクリエイト川口様より受けました。そこで、私共、関係団体は以下の様に意見内容を集約し、書面にて回答致します。

- 1 公楽様の建設予定地である本宮三丁目19街区(2, 3, 4, 5, 6)画地は、平成15年地権者4名にてカワチ薬品の出店にて契約が成立されていると聞いていました。私共も地域の街づくりにカワチ薬品のドラッグストアが出店される事は、大変望ましいと思っていました。しかし、それがなぜ今になってこの地に公楽様の風俗営業(遊技店)の出店計画が浮上したのか甚だ疑問でなりません。
- 2 私共、関係団体は平成24年7月に、風俗営業、24時間営業店の出店規制の要望書を盛岡市民の声として関係行政(岩手県、盛岡市、国家公安委員会)に多くの市民の署名書と一緒に提出しております。
- 3 要望内容は、公共公園周辺、文化施設周辺、教育施設周辺等への出店の規制を強化することを強く要望したものとなっております。
- 4 盛岡市での他団体の風俗営業(遊技店)、24時間営業店の出店の規制、自粛を求める活動の例を下記に記します。
 - ① 平成18年 盛岡市玉山区において、渋民小、中学校PTA会、渋民町内会がパチンコ店出店規制の要望書を盛岡市議会、盛岡市長宛に提出。
 - ② 平成18年 12月開催の盛岡市議会において小枝指博議員より出店規制の質疑がされております。
 - ③ 平成19年 本宮第三、四町内会、本宮小学校PTA会が出店規制の要望書提出。
 - ④ 平成19年 盛岡市町内会連合会が出店規制の要望書提出。
 - ⑤ 平成21年 飯岡小学校PTA会、向中野町内会、下久根子供会、生活役員会が要望書提出。

⑥ 平成21年 みたけ一丁目～6丁目、みたけ東町内会、みたけ中央町内会が要望書提出。

【以上、多くの各団体により公共公園周辺、文化施設周辺、教育施設周辺等への風俗営業（遊技店）、24時間営業店の出店規制の要望書が行政機関に提出されております。】

5 また、私共、要望書提出団体は、平成24年6月に本宮三丁目19街区に遊技店の出店中止を求める請願書を盛岡市長、盛岡市議会議長宛に提出しております。

6 6月の市議会において鈴木一夫議員より上記内容を踏襲した質疑が都市整備部長、盛岡市長に対して行われております。当日の質疑応答は、市議会の公式議事録にも掲載されておりますが、公共施設、文化施設の密集する本宮地区には遊技店は好ましくないとする旨の発言と出店の自粛を求めたいとすると旨の発言が市長の応答で述べられております。

7 また、本宮三丁目19街区の活用に関しての地域住民の意識と要望をアンケート調査致しました。調査内容は、記入済みのアンケート用紙と一緒に、建設計画者公楽様に記録付郵便にて送付しております。また、写を岩手県、盛岡市の関係部局に提出しております。

8 最後になりますが、過去の遊技店の建設中止の実例として、平成17年～18年玉山区渋民地内において、石川啄木記念館周辺に県内のパチンコ店が出店計画を行いました。玉山区渋民小、中学校PTA会、渋民町内会等が出店中止を盛岡市に要望しました。要望内容は、建設地周辺には石川啄木記念館が存在し、小、中学校も隣接する文化施設、教育施設の環境が整った場所に遊技場はふさわしくないので自粛を要請する内容と聞いております。出店者は、地域の声を重く受け止め建設計画を中止されたと伺っております。

【以上、私共、要望書提出団体は有限会社公楽様に対して出店の中止を求めます】

理由は周辺地には大型公共公園（県立美術館、こども科学館、先人記念館、遺跡の学び館）が隣接し、道路東南側には、児童公園があります。児童公園の一日平均利用者数は多い時で100人を超える地域の学童にとっての憩いの場になっています。また、建設地接続道路は学童の通学路にもなっております。また、上記の公共文化施設には年間を通して県内外から多くの児童や中学生、高校生、一般の方々が見学に訪れております。また、建設予定地の東側は一般住居地域であります。周辺住民の住環境が出店により、著しく損なわれることも危惧されます。そういう複合的観点からパチンコ店の出店の中止を求めます。最後になりますが私共は公楽様やパチンコ業界に対する偏見は一切、持っておりません。あくまでも、出店場所として、相応しくないという思いから建設を反対するものです。